［条を削る。］

（令第十四条の内閣府令で定める者）

第二十八条の二　令第十四条の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　教育・保育給付認定保護者に監護されていた者

二　教育・保育給付認定保護者又はその配偶者の直系卑属（教育・保育給付認定保護者に監護される者及び前号に掲げる者を除く。）

第一章の三　子育てのための施設等利用給付

第一節　施設等利用給付認定等

（認定の申請等）

第二十八条の三　法第三十条の五第一項の規定により同項に規定する認定（以下「施設等利用給付認定」という。）を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一　当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

二　当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び当該小学校就学前子どもの保護者との続柄

三　認定を受けようとする法第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

四　法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

五　法第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、市町村民税世帯非課税者（同号に規定する市町村民税世帯非課税者をいう。）に該当する旨

2　前項の申請書には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3　第一項の申請書は、特定子ども・子育て支援提供者（法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を経由して提出することができる。

4　特定子ども・子育て支援提供者は、関係市町村等との連携に努めるとともに、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに、当該申請書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申請書を送付しなければならない。

（法第三十条の五第三項に規定する内閣府令で定める事項）

第二十八条の四　法第三十条の五第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施設等利用給付認定保護者（法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者という。以下同じ。）の氏名、居住地及び生年月日

二　施設等利用給付認定子ども（法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日

三　施設等利用給付認定の年月日及び認定番号

（準用）

第二十六条の二　第二十二条の二の規定は、令第九条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定について準用する。

（令第十四条の二第一項の内閣府令で定める者）

第二十八条の二　令第十四条の二第一項の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　支給認定保護者に監護されていた者

二　支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び前号に掲げる者を除く。）

［章名を加える。］

［節名を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］